

# 戸籍証明等請求書

- ★窓口に来られた方の本人確認書類の提示が必要です。
- ★戸籍に記載されている方、又はその配偶者、直系血族以外の方が窓口に来られた場合は委任状等が必要です。

令和 年 月 日

※太枠の中をお書きください

## ①どなたの証明が必要ですか

本籍	江別市	番地
フリガナ		
氏名	明・大・昭・平・令	筆頭者氏名
	生	明・大・昭・平
		氏名
		□左記氏名に同じ
		明・大・昭・平
		生

## ②どの証明が何通必要ですか

戸籍	全部事項証明(謄本) 450円	通	戸籍届書記載事項証明 350円	通
	個人事項証明(抄本) 450円	通	独身証明 300円	通
除籍(原戸籍)	全部事項証明・謄本 750円	通	不在籍証明 300円	通
	個人事項証明・抄本 750円	通	附票(現・除)(全部・一部) 300円	通
身分証明	300円	通	※必要な記載事項にチェックをつけてください (記載がない場合は省略)	
受理証明	350円	通	→ □ 本籍・筆頭者	
	1400円	通	→ □ 在外選挙登録地	
			300円	通

※ 戸籍一部事項証明を希望する方は窓口へお申出ください。  
証明が必要な事項 ( )

※江別市に本籍がない方の戸籍・除籍・身分証明等は、発行できません

## ③窓口に来られた方はどなたですか

住所	□上記本籍に同じ	使いみち	□相続 □登記 □パスポート
フリガナ			□戸籍届出 □年金 □保険
氏名	□上記氏名に同じ □筆頭者氏名に同じ		□児童扶養手当
	大・昭・平		□その他 ( )
	生		※不当な目的の請求が明らかな場合は交付できません
		電話	
			- -

### ※あなたと証明される人(①の方)との関係にチェックをつけてください

- 本人・配偶者 □直系血族 ( □子 □父母 □祖父母 □孫 ) → 記載終了です。
- 代理人 → **委任状** (依頼主本人が自署押印したもの) 等が必要です。
- 第三者等 → 下記に記入してください。

第三者の場合	所在地	
	法人名 代表者名	社印
	第三者の方は、具体的な使いみちをご記入し、利用目的が確認できる資料をご提示ください。	

確認	1点確認	免許証 / 住基・個人番号カード(写真付) / パスポート	受付	作成	交付
		障害者手帳 / 在留カード等 / 写真付身分証			
	2点確認	保険証 / 住基カード(写真なし) / 年金(手帳/証書)			
		受給者証(重障/特疾/生保/高齢)/限度額認定証/学生証/社員証			
	聴き取り	本籍 / 前住地 / 子の名等 /			

## 請求に当たっての注意事項

### 1. 請求の理由の記載について

- (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合  
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合  
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合  
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

### 2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

### 3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

### 4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。  
(証明が必要な事項を確認させていただきますので、窓口にお申し出ください。)

### 5. 身分証明等について

身分証明、独身証明等については、本人による請求となります。  
代理人が請求する場合は、依頼主本人が自署押印した委任状が必要となります。  
(請求者が18歳未満の場合で、親権者が代理請求する場合は、委任状は不要です。)

### 6. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

### 7. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

### 8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

**※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。**